

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度 ご協力をお願い

本県では、令和2年4月から「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」を実施しており、妊産婦、歩行が困難な障害者や高齢者などが障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるよう、県から利用証を交付し、同制度の協力駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示いただいています。

※一般的に、パーキング・パーミット制度といわれている制度です。

本制度の対象となる駐車区画は、「車椅子使用者優先区画(幅 3.5m以上)」及び「障害者等用区画（車椅子使用者優先区画以外）」の2種類があり、県では、制度にご協力いただける施設を募集しています。

ぜひ、協力施設の届出につきまして、ご協力をお願いします。

※ご協力いただいた施設の一覧表を、富山県のホームページに掲載しています。

※制度の概要については富山県 HP まで 「富山県ゆずりあいパーキング」で [検索](#) HP には制度運用の手引き・協力届出書も掲載しています。

**富山県における制度の内容**

① ご協力いただける各施設管理者の皆さまに、この制度の協力駐車区画を設置・表示していただきます。(表示は、県が送付させていただく案内表示用ステッカーをカラーコーンや看板などに表示していただきます。)

② 協力駐車区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

※制度を相互利用する他県の状況を踏まえ、利用証（車椅子使用者以外）対象者の範囲を設けて、利用証を交付。

③ 制度の対象駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認でき、それによってマナー向上を図る制度です。

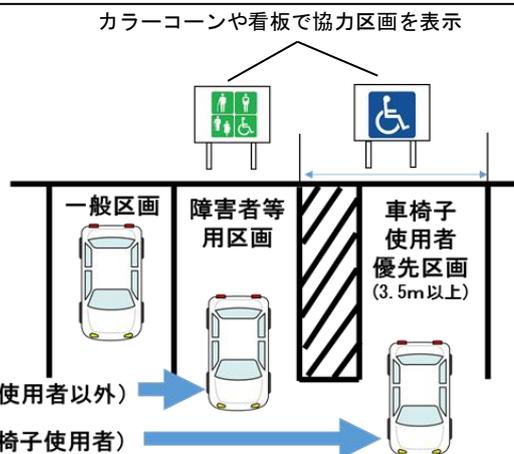
・本制度の対象となる駐車区画には下記の2種類があります。

(1) 「車椅子使用者優先区画」…車椅子使用者が優先して利用。

(障害者等用区画が使用できないときは車椅子使用者以外の障害者等も使用できる。)

(2) 「障害者等用区画」…車椅子使用者以外の障害者等が利用。

・すでに独自に配慮駐車区画を設置されている施設におかれましても、利用者ニーズを踏まえ、可能な範囲の区画数について、ぜひ本制度へのご協力と、障害者等用駐車区画の増加についてご検討ください。



<事務担当>

富山県厚生企画課地域共生福祉係

電話：076-444-3197